

第2回理事会・事務局より（メールに関して）

◎メールに関してのお願い

1. 世田谷少年サッカー連盟（以降「連盟」と記載）が各クラブにお出しするメールに関して

1) 全クラブにお知らせしたい内容に関しては、クラブメーリングリスト（以降「クラブ ML」と記載）で一斉送信します。

クラブ ML は連盟からの送信専用で、こちらに関して返信する事は出来ません。

2) 個別のクラブにお知らせしたい内容に関しては、クラブメールアドレスに送信します。

こちらは、クラブ理事様専用のメールアドレスとなりますので、クラブ理事様は必ず日に一回はこちらの内容を確認してください。

2. クラブが連盟に出すメールに関して

【連盟とのやり取り】

- ・一部の処理を除き、連盟とのやり取りは、各クラブの理事様のみが行えます。
- ・連盟が年度毎に発行しているクラブメールアドレスでのみ行う事が出来ます。
- ・クラブ理事様が知らない内容のやり取りを避けるためです。
- ・このルールを守るように再度お願い致します。

【注意点】

- ・連盟は、独自のメールサーバを使用しています。
- ・時代と共にメールでの資料のやり取りが増えている為に**メールサーバの容量が圧迫**されています。
- ・連盟の役員は作業分担して諸々の作業を対応しています。
- ・受信用のメールアドレスが年々増えていてクラブ担当者にはご不便をおかけしています。
- ・役員の作業漏れの無い様にクラブ担当者の方のご協力を今後も宜しくお願い致します。

【メールの宛先】

- ・クラブ理事様のみが送信できる連盟のメールアドレスは以下のものとなります。

office@sjfl.tokyo	連盟事務局	下記以外の資料・問合せ
5b_office@sjfl.tokyo	ブロック関係	ブロック大会資料・問合せ、4種登録資料・問合せ
info-5btc@sjfl.tokyo	トレセン関係	トレセン関係資料・問合せ
refere@sjfl.tokyo	審判関係	審判関係資料・問合せ
league@sjfl.tokyo	リーグ関係	リーグ関係資料・問合せ
account@sjfl.tokyo	会計関係	会計関係資料・問合せ

※一つの内容を**複数のメールアドレスに送信しない**でください。

※個別に送付先メールアドレスが記載されている場合は、そちらに送信してください。

3. 理事様以外がやり取り出来るメール

1) リーグ関係の事務局

U08、U09、U10、U11、U12 リーグ用に毎年開設されるリーグ用の事務局のメールアドレスにはリーグに関連する関係者は問い合わせ等が出来ます。

※アドレス例

リーグoffice_年度@sjfl.tokyo

2024年度U12リーグの場合：u12office_2024@sjfl.tokyo

2) リーグ・ブロック用メーリングリスト

各リーグ・ブロック・期毎に登録したメールアドレスにより送受信出来ます。

※登録した方でも登録したメールアドレスからしか送信出来ませんので、注意してください。

※前期・後期の切り替え時は注意してください。

※メーリングリスト例

リーグ・ブロック_年度@mlist.sjfl.tokyo

2024年度U12リーグAブロックの場合：u12a_2024@mlist.sjfl.tokyo

以上